

# パブリックコメント案件概要

## 案件名: 尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

### 1. 施策の概要

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時に国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)に基づく市町村行動計画である、尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「市計画」という。)の改定を行います。

### 2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

令和2年(2020年)1月に国内で初めての感染者が確認された新型コロナウイルス感染症への対策を経て、特措法や感染症法において所要の改正が行われ、それを受けて令和6年(2024年)7月には、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下、「国計画」という。)が改定されました。

令和7年(2025年)3月には兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「県計画」という。)も改定され、これら国・県計画の改定内容を踏まえ、市計画についても所要の改定を行う予定です。

### 3. 目指す姿・対応策など

感染症危機につながるような新興感染症等の発生についての正確な予知や発生への阻止は難しいことから、平時から感染症危機に備え、体制を整えておくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有やその準備について整理するとともに、対策の実施に当たっては感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の円滑な切り替えが求められます。

また、外出自粛要請等の市民の自由や権利の制限につながる対策については、市民等に対する十分な説明や双方向のコミュニケーションによって理解を得ながら進めていく必要があります。

### 4. 施策の対象範囲・期間など

対象: 市民等、期間: 令和8年(2026年)7月から

### 5. 市民意向調査の概要

令和8年3月2日(月)から3月23日(月)までの間、市ホームページにおいて市計画の改定について意見を募集しましたが、意見はありませんでした。

### 6. 施策の検討経過

#### (1) 素案検討過程での主な論点

新型インフルエンザ等の対策段階に応じた対策の実施や、複数の感染拡大の波に応じた対策の機動的切替えに対応できるよう、各局室の機能に応じた役割分担、庁内体制の整理・強化を図りました。

#### (2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

県計画に基づき、対象疾患の拡充と対策の充実について、市計画にも反映しました。

### 7. 今後のスケジュール

- 令和8年4月24日(金曜日)から5月14日(木曜日)までパブリックコメントの実施(21日間)
- 令和8年6月中 パブリックコメントの結果及び尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の公表

### 8. 添付資料

- 尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要
- 尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)

### 9. お問い合わせ先

危機管理安全局危機管理安全部企画管理課  
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8F  
電話番号(TEL)06-6489-6564  
ファクス(FAX)06-6489-6166  
メールアドレス(Eメール)ama-kikikanrikaku@city.amagasaki.hyogo.jp